

リトルキッズスター 運営についての規程

1, 施設の目的及び運営の方針

本園は児童福祉法に基づいて児童の保育業務を行うことを目的とする。

保育を必要とする乳児または幼児を家庭との連携をとりながら保育し、乳幼児の健全育成と家庭生活の安定ならびに保護者支援を図る。

2, 提供する保育の内容

(保育理念)

毎日をのびのびとあそび、安心して生活できることが、豊かな子どもの成長へとつながると考え、安心・安全な環境づくりとあたたかい保育を心がけます。

(保育目標)

素直な心と、強いからだ

(保育基本方針)

一人ひとりの個性を大切に受け止め、思いやりある保育を行う。

ひとの気持ちを大切にできる心を育てる。

自分という存在がどれだけ大切にされ、必要とされているかを生活の中で感じ取ることが出来る保育を行う。

音楽・造形・運動遊びを通じ潜在能力を引き出す。

行事を通じて異文化を理解し、受け入れる力を育む。

3, 職員の職種, 員数及び職務の内容

園に次の職員を置く。

(1) 園長 1名 (2) 保育士 13名 (3) 非常勤保育士 2名 (4) 栄養士・調理員 3名

(5) 看護師・保健師 1名 (6) 事務員 0~1名 (7) 嘱託医 1名

※前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を配置する。

4, 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

保育時間は午前7時から午後6時までの間の11時間を原則として、各家庭の事情に応じて決定する。

尚、特別な事情がある場合には、園の開所日のうち午後6時より午後7時までの延長保育をする。

本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日

(2) 年末年始(12月29日~1月3日)

5, 保護者から受領する費用の種類, 支払いを求める理由及びその額

保育料は調布市の定めた額を徴収する。

延長保育料は、午後6時より午後7時までは日額700円(月極3,500円)を徴収する(調布市一律)。

3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料は無償となるが、国の方針では、給食費は無償化の対象外と定めたことから、調布市の定めた給食費(月極4,500円)を徴収する(調布市一律)。

※但し、調布市による減免措置あり

6, 乳児, 満3歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

定員は下記の通りとする。

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子ども 82名

0歳児6名 1歳児12名 2歳児16名 【分園 合計34名】

3歳児16名 4歳児16名 5歳児16名 【本園 合計48名】

7, 保育所の利用の開始, 終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

「調布市保育施設入園案内」のとおり、保育を必要とする乳児または幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、調布市指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、調布市長に申し込むものとする。本園に入園を希望する者が多数となり定員を超える場合は、調布市が入所希望者全員に亘りその選考を行い入所者を決定するものとする。現に在園中の児童が退園の条件に該当するときは、保護者は本園に退園届を提出し、本園は該当児童の保育の実施を解除し退園させるものとする。

8, 緊急時等における対応方法

特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

9, 非常災害対策

園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策を立て、少なくとも毎月 1 回入園児童及び職員の避難および消火訓練を行うものとする。また、年に 1 回保護者同伴の避難・消火訓練の協力を求める。

10, 虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待の防止等に関する法律、および調布市子ども条例に基づき、リトルキッズスター保育マニュアルに沿って対応する。児童の虐待が疑われる場合には、児童の保護とともに発見時の状況、情報を整理し、通報、通告を行う。

- ① 関係機関で通知すべきという判断に至った際には、下記に通報を行う。

「調布市子ども家庭支援センター すこやか」

- ② 緊急時、夜間およびすこやか閉館日の通告

「多摩児童相談所」(多摩、府中、調布、稲城)

「世田谷児童相談所」(世田谷、狛江)

「杉並児童相談所」(杉並、中野、武蔵野、三鷹)

「調布市子ども家庭支援センター すこやか 虐待防止ホットライン」

「調布市子ども生活部子ども政策課」

11, 保育所の運営に関する重要事項

この規程にかかげるもののほか、保育園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。